

**令和5年度
鈴鹿亀山地区広域連合
鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
運営方針(案)**

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

令和5年4月

1 基幹型センター設置の目的

鈴鹿市民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが必要である。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、医療・介護・福祉等に関わるような幅広い関係機関・関係者の連携・調整を推進していくことが重要である。このため、こうした連携・調整を推進するための中核機関として、日常生活圏域を担当する地域包括支援センターとともに、地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等を行うための鈴鹿市基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）を設置する。

2 基幹型センターの位置づけ

- (1) 基幹型センターは、直接の担当圏域を持たず、介護保険の保険者である鈴鹿亀山地区広域連合（以下「広域連合」という。）が行う業務の一環として、地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等の業務に重点的に取り組み、広域連合との橋渡し役を担う。
- (2) 基幹型センターは、鈴鹿市社会福祉協議会へ運營業務委託及び設置し、地域包括支援センターの業務と高齢者施策全般及び他の関連施策との密接な連携を図る。

3 業務共通事項の実施方針

(1) 事業運営体制の充実

ア 地域包括支援センター長会議、地域包括支援センター連絡会議、研修会等を通じて、広域連合が定める基幹型地域包括支援センター運営方針を明示するとともに、地域包括支援センターが、地域包括支援センター運営方針に基づいた事業計画を策定する際に、支援・助言等を行う。

また、地域包括支援センターの事業が円滑に運営できるよう、基幹型地域包括支援センターと広域連合との連携を強化しながら、広域連合と地域包括支援センターとの橋渡しを行う。

イ 地域包括支援センターの自己評価結果に基づき、地域包括支援センター事業の点検・評価を取りまとめ、広域連合に提出する。

ウ 広域連合が実施する地域包括支援センターの事業評価の結果を活用して、各地域包括支援センターへの支援・助言等の充実や、地域包括支援センター間のノウハウの共有等を図る。

- エ 地域包括支援センター間の交流の強化等を通じて、地域包括支援センター間の業務・連絡調整の円滑化及びノウハウの共有を図る。
- オ 広域連合の広報媒体やセンターから市民への周知文書の作成及び配布，関係団体等との連携に基づき，地域包括支援センターのPRを推進する。
- カ 土・日曜日，祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで），夜間等における連絡体制を整備する。

(2) 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施

地域包括支援センターに対して，広域連合が提供するサービス利用状況や介護保険認定申請の状況等，担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供する。

(3) 地域包括支援センター職員の確保・育成

- ア 地域包括支援センター職員の資質向上に向けた研修計画を策定・明示し，計画的な研修の開催や参加支援を行う。
- イ 地域包括支援センター職員の育成の観点から，職種別専門部会への支援の強化を図るとともに，地域包括支援センターの事業評価を活用した実践的な学びの場の提供等を行う。
- ウ 地域包括支援センターの求めに応じて，広域連合の広報媒体の活用等を通じて，地域包括支援センター職員の募集を支援する。

(4) 個人情報保護の徹底

広域連合の個人情報保護に関する規程に従って，基幹型センター及び地域包括支援センターにおける個人情報保護の徹底を図る。

(5) 利用者満足の向上

- ア 苦情対応の実施方針を明示するとともに，地域包括支援センターから苦情について報告や協議を受ける体制を構築する。
- イ 地域包括支援センターが受けた対応困難な苦情について，苦情解決に向け，地域包括支援センターと協力しながら支援等を行う。

(6) 公正・中立性の確保

- ア 地域包括支援センターに対して，公正かつ中立性を確保して，介護サー

ビス事業所、施設、居宅介護支援事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行うことを徹底する。

- イ 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会において、公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項について報告・説明等を行い、承認を受ける。

4 各業務の実施方針

(1) 総合相談支援業務

- ア 地域包括支援センターが対応する個別事例の緊急性を把握しつつ、地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例など、地域包括支援センターから支援要請があった相談事例について、相談事例解決に向けた直接的、間接的な支援を行う。
- イ 地域包括支援センターにおける相談事例の状況を把握・分析し、相談事例への効果的な対応に向けた方策を検討するとともに、地域包括支援センターと調整し、関係者のスキルアップを図るための事例検討会や研修等を開催する。
- ウ 医療・介護・福祉等の関係団体の会議・行事等への積極的な参加等を通じて、関係機関・行政との連携を図る。
- エ 広域連合と共に業務の標準化、質的向上を図る。
- オ 家族介護者等を対象に、介護負担軽減を目的とした事業の開催や、介護者が求める情報の提供、離職防止のための情報の提供等を、地域包括支援センターと協力し、適宜行う。

(2) 権利擁護業務

- ア 高齢者の権利を擁護するための成年後見制度の適用に関し、鈴鹿市社会福祉協議の鈴鹿市後見サポートセンターみらいと協働して地域包括支援センター職員における成年後見制度の理解の促進を図る。
- イ 地域包括支援センターと連携しつつ、困難事例に対して、高齢者虐待対応が必要と判断される場合には、鈴鹿市長寿社会課との連携を図る。
- ウ 高齢者虐待事例や高齢者虐待を疑われる事例に対して迅速に対応できるように関係機関と連携を図る。
- エ 養護者支援の充実、若年層等への虐待防止啓発の活動を進め、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応できる見守り体制等の環境を整備する。

- オ 高齢者をターゲットにした消費者被害防止への対応力の強化を図るため、鈴鹿亀山消費生活センター等の関係機関との協力関係を構築する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 地域包括支援センターによる介護支援専門員を対象にした支援会議，事例検討会，研修会等の計画的な開催を支援，また適宜出席し，広域連合が行う居宅介護支援事業所への指導等の内容について，地域包括支援センターと情報共有し，研修内容へ反映させること。

また，その内容について取りまとめ，広域連合へ報告すること。

- イ 地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例など，支援要請があった相談事例について，相談事例解決に向けた直接的，間接的な支援（同行訪問，サービス担当者会議への出席等）を行う。
- ウ 要介護者を在宅で支えるための社会資源の開発や医療との連携など，在宅生活の限界点を高めるためのケアマネジメント実施に向けた介護支援専門員への支援を行う。

(4) 地域ケア会議関係業務

- ア 自立支援型地域ケア会議の運営及び地域ケア圏域会議（日常生活圏域レベル）の運営支援及び鈴鹿市地域ケア推進会議（市レベル）へ地域課題を報告することにより，三層構造の地域ケア会議を通じた，個別事例及び地域における課題の解決を進める。
- イ 地域包括支援センターが行う地域ケア圏域会議から出された市内の共通課題等を整理し，地域の高齢者に関する情報提供や課題抽出を行うとともに，広域連合，鈴鹿市，地域包括支援センター及び関係機関と課題解決の政策化に向けて検討する。
- ウ 地域ケア会議の連携強化，会議運営ノウハウの共有化，会議運営マニュアルの充実等を通じて，地域ケア個別会議及び地域ケア圏域会議の機能強化を図る。
- エ 各関係機関・行政との連携の下，鈴鹿市地域ケア会議の課題解決能力の充実を図る。
- オ 自立支援型地域ケア会議を運営し，より多くの介護支援専門員等が会議を通じた支援が受けられるよう，ルール作りや環境整備を進める。また，自立支援について広く周知啓発を行う。

(5) 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

- ア 多様なサービス（短期集中予防サービス，住民主体のサービス等）の積極的な活用など，自立支援型ケアプランの作成に向けた地域包括支援センターへの支援を行う。
- イ 地域包括支援センターが行う介護予防事業について，利用者の自立支援の推進に向けた取組の後方支援を行う。

(6) 介護予防普及啓発事業等

- ア 各種介護サービスの存在，利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用について，広域連合，鈴鹿市と協議し，地域包括支援センターとの情報共有を図る。
- イ 地域包括支援センターが実施する，高齢者の生活支援にかかわる制度の周知，在宅介護等に関する情報の提供及び介護予防，自立支援等の取り組みについて，自立支援の推進に向けた後方支援を行う。

(7) 在宅医療・介護連携推進業務

- ア 医療的な課題が存在する困難事例等に対応するため，在宅医療・介護連携推進事業を担当する鈴鹿市長寿社会課との連携会議を開催する等，基幹型センター及び地域包括支援センターとの連携体制を強化する。
- イ 医療関係者とのネットワーク構築の観点から，在宅医療・介護連携推進事業を担当する鈴鹿市長寿社会課と緊密に連携しつつ，医療関係者と地域包括支援センター合同の事例検討会・講演会・勉強会等を開催する。
また，地域包括支援センターが開催する際には支援を行う。
- ウ 医療，介護，福祉関係者及び行政とのネットワーク構築の観点から，鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議や鈴鹿市医師会が開催する鈴鹿市在宅医療登録医会等に参加するとともに，連携体制を強化する。

(8) 認知症総合支援業務

- ア 認知症初期集中支援の推進
基幹型認知症初期集中支援チームとの協働により，地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームとの連携方針を検討する。
- イ 認知症地域支援・ケア向上の推進

認知症地域支援推進員と協働し、地域における認知症ケアの向上を図るための取組を推進する。

ウ 認知症サポーター活動促進・地域づくりの推進

チームオレンジコーディネーターと連携を図り、チームオレンジ鈴鹿と協働で「共生社会」に向けた取り組みを行う。

(9) 生活支援体制整備事業

ア 生活支援体制整備の推進

第1層生活支援コーディネーターと連携しながら、不足する生活支援・介護予防サービスの開発など生活支援体制整備を進める。

イ 協議体への参加

第1層協議体に参加し、地域での生活支援体制整備を支援する。

(10) 各種会議の開催と出席

地域包括支援センター連絡会議、地域包括支援センター長会議及び専門職別ワーキングの開催、基幹型地域包括支援センター長会議、その他各種会議、研修会等への出席を通じて広域連合と緊密な連携を図る。

(11) その他

災害や感染症の発生時に備え、必要な介護サービスや支援が持続的に提供できるよう、危機管理体制の整備等、関係市、地域包括支援センターと連携を図り、体制を構築する。